

個人情報ファイル簿

登録年月日			個人情報を取り扱う権限を有する組織の名称	こども部 こども政策課 こども政策係
登録番号	3			
個人情報 ファイル	名 称	児童扶養手当事務		
	目的(範囲)	児童扶養手当の支給にかかる処分について、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために、官公署、日本年金機構、その他関係人に質問させること、報告を求める。		
		18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童を監護している母、前記同条件の児童を監護し、かつ、生計を同じくする父又は父母にかわって養育している方 児童扶養手当に関する窓口業務については本課及び藤代総合窓口を主として担うものとする。		
	根拠法令等			
	事務の開始・ 変更年月日	昭和36年11月29日 開始		

個人情報の記録の項目名

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	■公文書 <input type="checkbox"/> 図画 ■電磁的記録 (フロッピーディスク)	
個人情報の記録の形態	含む)
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
個人情報の収集方法等	■本人からの収集 ■本人以外からの収集 (条例第6条第3項第2号に該当) <ul style="list-style-type: none"> ・収集先 (取手市住民税課税台帳、子育て支援課家庭児童相談室) ・収集方法 (取手市住民税課税台帳オンライン、書面) ・根拠法令等 (児童扶養手当法) ■本人以外からの収集 (条例第6条第3項第2号に該当) <ul style="list-style-type: none"> ・収集先 (各市町村課税担当課 各市町村民記録担当課) ・収集方法 (団体統合宛名システム) ・根拠法令等 (行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律))
個人情報の目的外利用の有無	<input type="checkbox"/> 無 ■有 (条例第11条第2項第4号に該当) <ul style="list-style-type: none"> ・利用先 (子育て支援課 (家庭児童相談室、要保護児童対策地域協議会、保育係)) ・根拠法令等 (児童虐待防止第13条の3、児童福祉法第25条の3) ・利用先における用途 (ケース児童、要保護対策) ・利用する情報 (基本的事項に関する状況、家庭状況、婚姻歴、財産・収入状況・児童扶養手当受給状況) ・時期、頻度 (隨時))
記録情報の経常的提供先	<input type="checkbox"/> 無 ■有 (条例第11条第2項第2号に該当) <ul style="list-style-type: none"> ・提供先 (官公署) ・根拠法令等 (児童扶養手当法第30条) ・提供先における用途 (不正受給調査等) ・提供する情報 (基本的事項に関する状況、児童扶養手当受給状況) ・時期、頻度 (隨時))
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 取手市長 (所在地) 〒302-8585 茨城県取手市寺田5139番地	

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	
個人情報の保管場所及び保護措置	電磁的記録については、セキュリティロックにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管している。サーバーへのアクセスには ID／パスワードによる認証が必要である。文書については、執務室内に置かれたキャビネットに施錠管理して保管している。
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない

個人情報の目的外利用)
(条例第11条第2項第4号に該当)
・利用先 (保健センター)
・根拠法令等 (児童虐待防止法第13条の3)
・利用先における用途 (家庭状況把握)
・利用する情報 (基本的事項に関する状況、家庭状況、婚姻歴、児童扶養手当受給状況)
・時期、頻度 (隨時)
(条例第11条第2項第4号に該当)
・利用先 (子育て支援課 (児童福祉係))
・根拠法令等 (令和2年度取手市ひとり親世帯応援臨時給付金実施要綱)
・利用先における用途 (ひとり親世帯応援臨時給付金支給事務)
・利用する情報 (氏名、住所、電話番号、口座情報)
・時期、頻度 (令和2年7月20日から令和3年3月31日)
(条例第11条第2項第4号に該当)
・利用先 (子育て支援課 (児童福祉係))
・根拠法令等 (低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 支給要領、取手市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 実施要綱)
・利用先における用途 (低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 支給事務)
・利用する情報 (氏名、住所、電話番号、口座情報)
・時期、頻度 (令和3年4月26日から令和4年3月31日)
(条例第11条第2項第4号に該当)
・利用先 (国保年金課)
・根拠法令等 (取手市医療福祉費支給に関する情報)
・利用先における用途 (母子・父子家庭の医療福祉制度の審査で活用するため)
・利用する情報 (母子・父子家庭児童扶養手当の支給に関する情報 (支給申請の有無、支給決定の可否、世帯状況の確認)))
・時期、頻度 (不定期)

空 欄